



# 均等割が変わります！

住民税には、地域社会の費用の一部として広く負担していただく均等割と、所得金額に応じて負担していただく所得割があります。

この均等割が、平成26年度から35年度までの10年間、1,000円引き上げられ、5,000円となります。東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な措置として、地方公共団体が実施する防災施設費用の財源にあてられます。皆様のご理解の程、よろしくお願いいたします。

※品川区における均等割の増収分は、約1億円が見込まれており、区の防災対策全般に使用されます！

**Q.** 例えば、品川区の実施する防災対策には、どのようなものがあるのでしょうか？

**A.** <平成26年度予算より>

- ・品川区災害対策基本条例の制定
- ・施設等の整備（学校や避難所機能の強化等）
- ・防災拠点の整備
- ・木造住宅密集地域対策
- ・防災区民組織に対するスタンドパイプセット増配備
- ・地域連携として、災害時徒歩帰宅者・帰宅困難者対策の推進
- ・津波対策として、自主避難マップ作成の促進や、津波避難施設の確保に向けた取組を強化 …など

このように、これまで区が行ってきた防災対策の見直しや強化をさらに推し進め、地域防災力の向上に役立てられます！



## ○課税・納税証明書の発行

<発行場所>

- ・区役所税務課1番窓口(本庁舎4階)
- ・各地域センター

※行政サービスコーナーでは発行できません。  
(平成26年度普通徴収分は、6月9日以降となります。)



## 6月30日は普通徴収第1期の納期限です

○住民税は納期限内に納めましょう！

退職や病気など、様々な事情で納期限までの納付が難しい場合は、そのままにせず必ず税務課にご相談ください。



## 住民税のご案内

- 課税に関すること TEL (5742) 6663~6
- 納税に関すること TEL (5742) 6671~3
- 証明書に関すること TEL (5742) 6662

受付時間

月曜～金曜

午前8時30分から午後5時

ただし火曜日は午後7時まで（祝日は休み）